

令和八年三月度 御報恩御講拝読御書

阿仏房尼御前御返事

建治元年九月三日

五十四歳

法華經ほけきようを持ち信しんずれども、誠まことに色心相応しきしんそうおうの信者しんじゃ、能持のうじ此經しきようの

行者ぎようじゃはまれなり。此等これらの人は介爾けにばかりの謗法ほうぼうはあれども、深重じんじゆう

の罪つみを受うくる事はことなし。信心しんじんはつよく、謗法ほうぼうはよはき故ゆえなり。大水だいすい

を以もつて小火しょうかを消けすが如ごとし。

令和八年三月度 御報恩御講 『阿仏房尼御前御返事』

(御書九〇五頁一〇行目〜一一行目)

【通釈】

法華經を持ち信じていても、誠に色心相應の信者、能持此經の行者はまれである。これらの人々はわずかな謗法があつても深重の罪を受けることはない。信ずる心は強く、謗法は弱いゆえである。譬えば大水をもつて小火を消すようなものである。

【主な語句の解説】

色心相應の信者：色心相應とは、ここでは身体と心が一致していること。色心ともに正しく実践する信者をいう。

能持此經の行者：「能持此經」とは「能く此の經を持たん」と読む。法華經分別功德品第十七（法華經四六一）の文。いかなる難が起こっても正法を持ち続ける行者をいう。

介爾：極めてわずかであること。

謗法：誹謗正法の略。仏法に背くこと。また妙法を信ぜず、行しないこと。

【背景と大意】

本抄は、建治元（一二七五）年九月三日、日蓮大聖人五十四歳の御時に身延において認められ、佐渡の阿仏房夫人・千日尼に与えられた御消息です。

阿仏房ならびに千日尼夫妻は、本抄執筆の四年前、大聖人が佐渡配流となつた際、念仏を捨てて大聖人に帰依しました。それから、妙法唱題に励むかたわら、人目をしのでお給仕に尽くされました。

本抄は、千日尼からの「謗法の浅深輕重に於ては罪報如何なるや」（御書九〇五）との問いに対する御返事です。はじめに、法華經は一切衆生皆成仏道の教えであり、これを信ずる者は成仏を遂げ、謗ずる者は無間大城に堕ちると仰せられます。さらに拝読の箇所では、過去にわずかな謗法があつたとしても強盛な信心があれば深重な罪とはならないと教示されています。また、謗法には浅深があることを説かれた上で、正法誹謗の者へは厳しく呵責していかなければならない旨を示され、信心が進んでいけば、周りの人から憎まれることもあるが、確信をもつて仏道修行に励むよう諭されます。

最後に、謗法不信の心を取り除いて信心を一層堅固にするよう誠められ、力の限り謗法を破折していくことを指南されて、本抄を結ばれています。